



江津市・桜江町こいのぼり 杉田雅弘保護司提供

「社会を明るくする運動」にご協力を

松江保護観察所



所長 安田 健二

今年も「社会を明るくする運動」の季節がやってきました。この運動は、昭和二十四年戦後の荒廃した社会の中であって、街にあふれた子供たちの将来に心を痛めた東京・銀座の商店街の有志の方々が、非行の予防等を広く訴えて開催した「銀座フェア」にその淵源を求めることができます。

さて、犯罪の認知件数は平成十四年をピークに、以後減少傾向にありますが、戦後を通じてみれば、まだ相当高い水準に留まっており、その内容をみると、少年事件の粗暴・凶悪化と

もに、刑事事件の多くが犯罪を繰り返す者によって引き起こされていることから、国民の体感治安は改善されていません。

犯罪や非行は地域社会の中で起こり、再び彼らは地域社会へと帰ってきます。立ち直りには彼らの真の反省と努力はもとより、一方では地域社会で受け入れ、「居場所」や「仕事」などの生活基盤を築くことができれば、立ち直りにつながる大きなチカラとなります。

「社会を明るくする運動」は今年で六十二回目を迎えますが、毎年七月は本運動の強調月間となっております。浜田地区においては、浜田地区保護司会が中心となって様々な活動を展開しています。あなたも「社会を明るくする運動」に参加してみませんか。



島根あさひ社会復帰促進センター センター長 手塚 文哉

この春の異動により、島根あさひ社会復帰促進センター長を拝命しました手塚でございます。

私は、新たなビジョンを持つ刑務所であるPFI施設の立ち上げに携わりました。その中でも当センターの開設に当たっては、何度も浜田市に足を運び、地域の方々と話し合い、調整を進めてきた私にとって、この施設への思い入れは人一倍強く、勤務することを大変光栄に思っています。

ところで、当センターは平成二十年十月に浜

田市旭町で運営を開始して以来、地域の方々の熱い思いと力に支えられ、民間のノウハウを活用しながら、「人材の再生」に取り組み、本年十月には五年目に入るといふ節目の年を迎えます。引き続き一人でも多くの受刑者の改善更生に向けて鋭意努力していくことはもちろんであります。この節目の年を迎えるに当たって処遇効果の検証にも取り組み、地域の皆様方のご理解を求めています。

また、「地域との共生」をさらに押し進めていくためにも、地域の方々から幅広く意見をお聴きする機会を持ち、当センターがこれまでも増してこの浜田市、ひいては旭町に根付いた施設になるよう考えておりますので、今後ますますご支援とご協力をお願いします。



私達は次世代へ 何を伝えますか

浜田地区保護司会
会長 高橋 隆 興

私達は先祖から、いろいろなものを譲り受けました。有形・無形の財産を譲り受け、いま私達の身の上にあります。

有形財産では、空気・水・海・山・川・畑・田など沢山の素晴らしいものがあります。無形財産では、宗教・科学・文化・美術・経済・生産技術・生活習慣なども大変素晴らしいものがあります。どれだけ感謝しても尽くすことはできませんが、みんな大切にしたいものです。本当に有り難い、もったいないことです。

現時点での平等は誰しも取り組むことですが、歴史的平等感はありません。

今、私達が預っている全てのものは、私達だけのものではありません。次世代へ譲っていくものから、大事に扱い、なるべく目減りしない形で、預っていききたいものです。

私達が今、生活しているものは殆ど借金で成り立っています。国債に頼って福祉などいろいろしておりますが、返済については次世代に委ねていくこととなります。マイナス財産はお金だけではありません。原子力から発生する放射能汚染、産業廃棄物、水や空気も綺麗に譲りたいたいものです。最も大切なことは一人ひとりがモラルを高めていくことだと思います。

損か得か人間の物差し、嘘か本当か(神)様の物差し、今さえ良ければいい、自分さえ良ければいいといったような、自己中心の考えを改めたいものです。

「保護司の仕事と役割」

保護司は、地域社会の中でボランティアとして、犯罪を犯した人や非行におちいった人たちの立ち直り援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役割を担っています。

《保護司は民間ボランティアです》

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（本質的には民間のボランティア）です。保護観察官（更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協力して、活動しています。

《更生保護は過ちを犯した人の

立ち直りを支える活動です》

犯罪を犯した人や非行におちいった人も、何らかの処分を受けた後は、地域社会で生活を続けます。更生保護とは、国が民間の人々と連携して、犯罪や非行をした人が地域の中で早期に更生出来るよう助けるとともに、地域の犯罪や非行の予防を図る活動です。

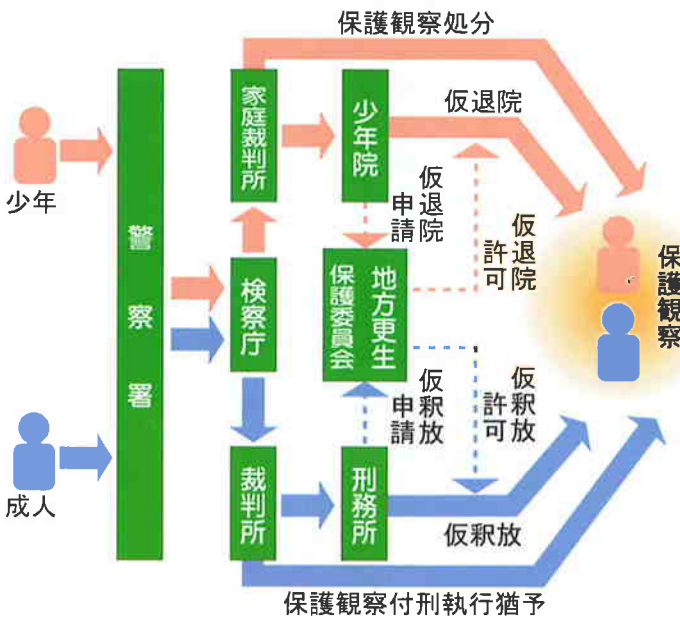
更生保護を実施する国の機関は法務省ですが、その地方機関として、地方更生保護委員会（高等裁判所の管轄区域ごと）に全国八カ所に置かれ、少年院や刑務所に収容されている人の仮釈放に関する決定をする機関）及び保護観察所

（各都道府県に置かれ、保護司を始めとする地域の人々の協力を得て、保護観察や犯罪予防活動などを実施する機関）があります。

《様々な職種の方が参加しています》

保護司として更生保護の活動に参加している方々の職種は、本当に様々です。農林水産業・製造業・販売業・サービス業・公務員・宗教家・主婦など幅広い分野の方々が、保護司として活躍しています。

仕事を退職した後も、保護司をライフワークのひとつとして続ける方が大勢います。それぞれの分野におけるそれぞれの経験を、犯罪や非行をした人の理解、指導及び援助に役立てているのです。



浜田地区更生保護女性会
会長 高木 禮為子

江津市更生保護女性会
会長 尾崎 修子

平成二十二年十一月十九日、結成五〇周年記念大会を挙りました。

その記念事業の一つ目は、家庭はこうありたいと願って作った「家庭に贈る十三章浜田版」です。審議機関からはご後援をいただきました。十三章を平成二十三年には、地域福祉課・浜田市教育委員会・子育て支援課のご協力ご支援で保・幼・小・中学校を通じて保護者に配布していただきました。家庭の冷蔵庫にも貼っていただいているようです。

二つ目は、結成五〇周年記念誌「いつくしみはまだ」を翌

二月一日創刊いたしました。

矯正施設に対する協力活動として、島根あさひ社会復帰促進センターへ「ふくろう」の縫いぐるみを謹呈し、本年五月現在千九百二十八個になり、釈放時に渡してもらいます。

更に図書募金活動・社会参加活動も続けてまいります。

今年度、日本更生保護女性連

盟と地域との連携・協働活動推進地区

モデル地区となりました。(元ミニ集会) 行政・

保護司会・BBS会・地域の関連団体との連携・

協力を得て二百六名の会員一同成功させたいと

願っています。

活動の充実を目指して



「ふくろう」の縫いぐるみ

更生保護女性会



この月間を中心として、
「愛の募金」の呼びかけ
を行い、それを基金
として愛の図書贈
呈を市内の中学校、
小学校へ隔年で実
施しております。
県連へは図書同
様に寄付をするこ
とで、更生保護活
動として参画いたし
ております。

江津市も色々な課題
を抱える今、就労支援、子
育て支援等々に協力し、防犯、
環境浄化運動に精進したいと考えてお
ります。

江津市更女の拡大発展に、今後ともご指導を
よろしくお願いいたします。

「社会を明るくする運動」

「犯罪や非行を防止し、
立ち直りを支える地域のチカラ」

平成二十一年五月から裁判員制度が始まり、
刑事司法に対する国民の関心が高まる一方、家
庭や学校における教育機能の低下、社会の規範
意識の希薄化、社会の連帯機能の低下等が指摘
されています。

犯罪や非行のない社会をつくるため、今ま
さに、地域住民が犯罪や非行を自分たちの地域の
問題としてとらえ、協力して取り組むべき時期
がきています。

「社会を明るくする運動」は今年で六十二回
目を迎えます。新たなサブタイトル「犯罪や非
行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」
を積極的に呼びかけるとともに、本運動の一層
の推進を図り、地域に根差した活動を展開し、
犯罪や非行した人の立ち直りを支える取り組み
について、皆さんの理解を促進して参りたいと
考えています。



人はみな、
生かされて
生きてゆく。

更生保護の

シンボルマーク

このシンボルマークは、12年前、更
生保護制度施行50周年を記念して制
作されました。

甲骨文あるいは金文の「生」の文
字をモチーフとし、「樹木の芽が伸
びてゆくように、今を、そして未来を
生きてゆく」様を表現したものです。

浜田分区

浜田分区は浜田地区保護司会の中にあつて、行政区の浜田自治区内38名の保護司で更生保護活動を行っています。活動の中で特徴的なものは、「社会を明るくする運動」の活動の一環として、第50回「社会を明るくする運動」のときより始めた「いきいき子ども神楽」があります。



未来を担う青少年が、伝統の郷土芸能を受け継ぎ、それを多くの市民の皆さんの前で発表します。

時期も会場の「ゆめタウン浜田」のご配慮によりお盆の前後の日に実施し、多くの方々に見てもらっています。

その時に併せて保護司会のPRや、警察の方とも一緒に「青少年育成」などのチラシ配布もしています。

私の家は近くから浜田漁港が一望できる高手にあり、県立大学生も自動車、バイク、徒歩でよく通っています。

平岡 都さんの靴が見つかった近くです。私もこの事件の一日も早い解決を願いながら、夜30分ぐらい自分の健康管理と、パトロールを兼ねてこの道を歩いています。

歩きながら、「なぜ」「どうして」このような事件が起こったのか、もし、自分がこの事件の保護観察対象者を受け持ったら…と自問自答しきりです。

保護司信条にある「犯罪や非行の予防に努め…」を心に刻みながら、歩かせていただいています。

杉本 健治

那賀分区

那賀分区三隅班は強調月間の初日 保護司と青少年育成三隅町民会議のメンバーで街頭啓発活動を実施しています。実施場所は町内にあるJRの各駅頭と小・中学校の児童生徒昇降口です。

登校時間に合わせて、それぞれの地域のメンバーが集まって、あいさつをしながら「社会を明るくする運動」のリーフレットやティッシュペーパーを配り、非行防止を呼びかけたり励ましたりしています。



JR三保三隅駅

最近家族の車で駅まで送ってもらう高校生が大半で、送ってきた家族に対して呼びかけるよい機会にもなっています。

学校では、子どもたちに声をかけながらティッシュペーパーや児童生徒用のリーフレットを配り、楽しい学校生活を送れるよう励ましています。



三隅中学校

中学校では、生徒会の執行部があいさつ運動に併せて啓発活動に協力してくれています。

街頭啓発活動は強調月間だけでなく、青少年育成三隅町民会議が毎年11月1日に実施する街頭啓発活動にも参加して、非行や犯罪のないまちづくりに力を合わせています。

「社会を明るくする運動」



分◆区◆だ◆よ◆り

浜田分区・江津分区・那賀分区

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間として、各分区とも共通の取り組みが行われています。

- 「社会を明るくする運動」強調月間によせて、法務大臣メッセージの伝達
 - 「社明運動」推進委員会及びミニ集会の開催
 - のぼり旗の掲出及び街頭啓発活動
 - 中学校を訪問し、連携強化を図る…など実施
- 以下、各分区の特色ある活動を紹介します。

江津分区



法務大臣メッセージ伝達式

江津分区では、7月1日「社会を明るくする運動」初日に推進大会を実施しました。

大会推進委員長である田中増次江津市長に大源富夫江津分区長から法務大臣メッセージが伝達されたのち、各種行事が開始されました。

江津分区全員、江津警察署合同による江津駅での高校生街頭キャンペーン、市内大型店(グリーモール、キヌヤニ宮店、ジュンテンドー)店頭での街頭啓発活動など、勢力的に実施しました。



街頭啓発活動



更生保護法人「がじゅまる沖繩」にて

分区では、隔年で県外研修視察旅行を実施しています。

高橋浜田地区会長の参加を得て、更生保護施設「がじゅまる沖繩」訪問を実施しました。

協力雇用主 (募集&登録)

◎協力雇用主とは

保護観察対象者を保護司又は更生保護施設が、自らの知人や縁故先の事業主等に就職について協力を求めたことに始まります。

その後、保護観察所、保護司組織、更生保護施設等が相互に連携しながら、地域社会において開拓が進められてきました。

前歴にこだわらず、積極的に彼らを雇用し、援助・協力により、その改善更生に重要な役割を果たしていただいています。

◎協力雇用主の支援組織

協力雇用主の活動を支援する

組織として、NPO法人「島根県就労支援事業者機構」が平成二十一年に設立されました。過去に犯罪を犯した者や非行少年の円滑な社会復帰と安全な地域

社会の実現を目的としています。事業として、就労に関し、協力雇用主、更生保護施設、保護司、ハローワークと連携を取りながら情報の伝達と共有。雇用する場合の身分保証制度の広報幹旋事業。そして雇用した場合の給与支払いの助成事業等、多くの事業が行われています。

再犯防止には、事業者の皆様のお力添えが欠かせません。「協力雇用主」は登録制度となっております。一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

連絡先：浜田地区保護司会事務局（二二）一七四〇「杉本」



保護司の異動

◆退任されました

●高橋 久美子（江津）（平成二十三年十一月三十日）

●濱崎 政和（浜田）（平成二十四年五月三十一日）

●服部 由美（江津）（平成二十四年五月三十一日）

長い間ご苦労さまでした。

◆新任されました

●橋本 節美（那賀）（平成二十三年十二月一日）

この度不安な思いで保護司をお受けしました。数回ですが研修を受ける度に責任のある大変なことに、分からないことはかりでとまどっています。保護観察対象者等の社会復帰に

必要な支援のあり方を、私なりに理解できるように勉強して参りますので、よろしくお願ひいたします。

●澁谷 幹雄（浜田）（平成二十三年十二月一日）

私が保護司を引き受けたことは無謀であったと後悔の中にありますが、皆様方のご指導をいただきながら、何かしらの責任を果たしたいと感じています。

●福岡 徹雄（江津）（平成二十四年六月一日）
職務の重大さを前に私でよいのか、畏れの気持ちをもったのが実際です。

●社会的沈（鎮）石としてどこまでやれるのか、先輩保護司の方々のご指導を仰ぎながら、研鑽を積み精一杯務めたいと思っております。

平成二十三年年度

島根県更生保護功労受彰者（敬称略）

更生保護活動功労により次の方々を受彰されました。おめでとうございます。

平成二十三年度秋 叙勲

瑞宝双光章 高橋 隆興（浜田）

法務大臣表彰

小松ミチ子（浜田） 大源 富夫（江津）

全国保護司連盟会長表彰

杉田 雅弘（那賀）

日本更生保護女性連盟会長表彰

賀戸ヨシエ（更女）

中国地方更生保護委員会委員長表彰

永井 健二（浜田） 後藤 直樹（那賀）

江木 修二（浜田） 新山 弘（浜田）

中国地方更生保護委員会委員長感謝状

笠川 久枝（更女） 三浦 三枝（更女）

佐々木宏枝（更女）

中国地方保護司連盟会長表彰

森明 隆（浜田） 寺沢 順（那賀）

肥塚由美子（浜田）

中国地方更生保護女性連盟会長表彰

領家 藤枝（更女） 榎原 供子（更女）

大村 岩子（更女）

松江保護観察所長感謝状

（更生保護女性会員）

藤本キヌヨ 田野 節子 小川 瑩子

嘉戸 弘子 佐々木フクエ 郷原 悦子

島根県保護司会連合会会長表彰

岩永 孝吉（浜田） 竹山 勝彦（浜田）

藤代 雅充（江津）

浜田地区保護司会

組織図

保護司数 77名(24.6.1現在)

理事

野上 雄護(浜田)	王子 幸子(那賀)
杉田 雅弘(那賀)	小林 國雄(那賀)
岡本 誠史(浜田)	藤田 厚(江津)
三上 良紀(江津)	永井 健二(浜田)
浦田 明彦(浜田)	盆子原民生(江津)
沖野 邦男(浜田)	法澤 邦彦(浜田)
島田 道州(那賀)	岡本 一代(江津)
森福 直(浜田)	西田 良子(那賀)
後藤 直樹(那賀)	三瀧 香順(江津)
小川 泰昭(浜田)	

会長
高橋 隆興(浜田分区長)

副会長
丸山 稔(那賀分区長)
大源 富夫(江津分区長)

常任理事
塩谷 法顕(那賀) 永妻 寿則(江津)
中田 嘉明(浜田) 新山 弘(浜田)

事務局長
杉本 健治(浜田)

監事

瓦田 富子(浜田)
齋藤奈美子(那賀)
太田 篤子(江津)

<p>浜田分区会員</p> <p>小松ミチ子 益長 始 水口 清子 花田 和代 服部 孝之 三明 昌子 濱本 義基 大草 裕幸 清水 靖之 井上 民子</p>	<p>江木 修二 柿谷 恵之 森明 隆 肥塚由美子 牛尾 充 岩永 孝吉 竹山 勝彦 松浦 三男 広瀬 美子 平田 雅子 新田 哲朗</p>	<p>岡本 正友 川神 陽子 澁谷 幹雄</p> <p>那賀分区会員</p> <p>岡田 義徳 岩藤 福治 高村美都子 藤澤真紀子 芳川 榮佑 寺沢 順</p>	<p>野上 美登 塚本 朝代 松本喜久恵 佐々木美雪 賀戸 重幸 岩崎 敏 橋本 節美</p> <p>江津分区会員</p> <p>山根 英毅 藤代 雅充</p>	<p>村上 博行 村川 立美 和原 勝博 豊田 統夫 佐々木善友 神山 哲夫 桑原 英寿 福岡 徹雄 (順不同)</p>
--	--	---	---	--

更生保護を支える

ボランティア団体

浜田・江津両市にも保護司と共に更生保護を支援している、民間のボランティア団体があります。

◎保護観察協会

明るい社会を築く更生保護事業に物心両面のご協力を賜っている会でございます。浜田地区保護司会も多大な援助を頂き会が運営されています。

◎協力雇用主

犯罪歴のある人を雇用し仕事を提供する民間の雇用主で、社会復帰に協力し再犯防止に貢献しています。

◎更生保護女性会

女性として(母)の立場から、地域の犯罪予防活動と犯罪を犯した人の更生を支援するボランティア団体です。

◎BBS会

少年・少女の兄や姉の存在として、友達つきあいをしながら悩みを聞き相談にのり健全育成に協力しています。

編集後記

広報第四号を発行するにあたり、ご多用の中ご寄稿いただき厚く感謝申し上げます。

近年、犯罪の認知件数が減少傾向にある状況は喜ばしいことです。私たち更生保護に携わる者として、今後とも犯罪予防に鋭意努力して参ります。

広報編集委員 沖野邦男・豊田統夫・杉田雅弘

他 総務部会員一同

